

信託型ストックオプションの課税上の取扱いについて

令和5年6月6日
鈴木財務大臣提出資料

信託型ストックオプションの課税上の取扱いについて

令和5年6月2日（金）
国税庁

- 一般に、企業が役職員等に付与するストックオプション（以下「SO」という）については、税制適格SOに該当する場合等を除き、SOの行使時に給与所得として課税。国税庁としては、いわゆる信託型SOについても、役職員等へのSOの付与を目的としたものであることから、**従来から、SOの行使時に給与課税との立場**。他方、関係業界において異なる見解も見られることから、**信託型SOの課税関係をより広く周知**するため、こうした**国税庁の見解を公表**したところ。
- 併せて、**スタートアップ等による税制適格SOの活用を推進**する観点から、今般、国税庁において、
 - ① **信託型SOについても**、一定の要件を満たせば、給与課税を要しない**税制適格SOと取り扱うことが可能**であることを明らかにするとともに、
 - ② **未上場会社の株価算定ルール**を明確化。

（注）税法上、税制適格SOの権利行使価額は、SOに係る契約締結時の株価を上回る水準で設定することとされているが、当該株価を財産評価基本通達の方法で算定することを認める旨通達改正を行う（改正案をパブコメ中。7月中を目途に改正を予定。）。
→未上場会社であるスタートアップにとって、税制適格SOに係る権利行使価額の設定が容易になり、税務の予見可能性も向上。
- 信託型SOの導入企業において、税制適格SOへの移行を図る動きが見られているところ、**業界団体等からのご相談に丁寧に対応**していく。
- なお、信託型SOについて、役職員等がSOを行使済みであれば、企業は源泉所得税の納付が必要となるが、納付が困難な場合は、企業の実情を踏まえ、**分割納付のご相談に丁寧に対応**していく。